

月報私学

6
2021
VOL.282



菊池女子高等学校は、昭和38年に設立された少人数制で家庭的な学校です。平成28年の熊本地震で特別教室棟の建て替えを余儀なくされました。エントランスのアーチが目を引く新校舎（写真上段右）内部は、各階ごとに色分けの写真映えの工夫を施した明るい空間（写真下段左）です。地域・世代間・国際・人間らしさを教育の柱に、地元で愛され地域と共に一人一人を精一杯育てる教育を実践しています。

写真提供 学校法人 菊池女子学園 菊池女子高等学校（熊本県菊池市）

CONTENTS

- 就任のあいさつ 理事 齊藤 修／小瀬 孝雄 2
- 令和3年度 私学事業団の事業計画と予算 3
- 経営分析に役立つ！私学情報提供システムのご案内 6
- 標準報酬月額の時給決定 8
- 標準報酬月額の改定が必要なとき 9
- ヘルスケアポイントをご利用ください 10
- 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します 11
- 健康保険法等が改正されます／雇用保険給付制限期間中の被扶養者認定申請をした人へ 12
- レターデジタル版をご利用ください／
令和3年度「私学共済事務担当者へのお知らせ」の送付 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

就任のあいさつ



理事 齊藤 修
さいとう おさむ

このたび、4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、財務・共済総括を担当することとなりました。私立学校の振興と教職員の福利厚生のために専心努力する所存ですので、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

私は、平成2年度から文部省(当時)私学助成課で設備・装置の補助を3年間、引き続き私立大学等経常費補助を3年間担当させていただきました。この間、特に忘れられないことは、平成7年に発生した阪神・淡路大震災における私立学校施設の災害復旧を担当したことです。それまで、私立学校では大規模な災害を受けたことがありませんでしたので、前例のない業務や国会対応、大蔵省(当時)との調整、私立学校施設や学生等の被災状況報告について、土曜日、日曜日も出勤して深夜まで行っていました。また、実際の各私立学校施設の災害復旧費を決定するため、4月から12月上旬まで隔週で現地に入って調査を行いました。このように当時では誰も経験したことのない

厳しい業務に携われたことは、現在の私の支えとなっております。

さて、私立学校は、建学の精神に基づき特色ある教育研究を展開して、社会的要請に応える有為な人材を輩出することにより、我が国の発展に貢献してきております。また、学校教育においても、量・質の面から、重要な役割を果たしてきております。

今後、少子高齢化の進展、IT技術の革新など、私立学校を取り巻く環境等が急激に変化する中、各私立学校が安定的な経営基盤を確立し、教育研究等を通じた社会貢献活動を実施しながら、社会的要請を踏まえた的確な人材養成に努めていくことが重要になってきております。

このような私立学校の存在意義や課題を踏まえ、本事業団が、私立学校の教育研究や経営に資する助成事業並びにその教職員の福利厚生を図る共済事業を通じて、私立学校の発展に寄与できるよう、誠心誠意努力をして参る所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。



理事 小瀬 孝雄
おせ たかお

このたび、4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、経営情報・助成部門を担当することとなりました。

前身の日本私学振興財団からこれまで助成業務の各事業に携わり、昨年度までは学校法人の経営改善への支援や教育・経営に関する情報提供の業務に従事しておりました。これまでの経験を活かし、甚だ微力ではございますが、私立学校の振興のために全力を尽くす所存でございます。皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく申し上げます。

さて、日本は今、少子高齢化が進み、若年者人口の急速な減少やグローバル化の進展、第四次産業革命と言われる産業構造の転換など、大きな変革期を迎えています。

こうした中、日本の学校教育において主要な部分を担う私立学校は、建学の理念に基づき、多様な価値観を持つ人材の育成や新たな知の創造、それらを基盤とした社会・地域への貢献など非常に重要な役割を果たしています。

一方で私立学校に対しては、そうした期待とともに、それを可能とする教育の質を求める声も高まっています。

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」では、「学び」の質保証の再構築が重要とされていますが、その要素である学修成果の可視化や情報公表は、私の担当する経常費補助金の配分でも重要な指標となっております。さらにその見直しが求められています。

また、一般の私学法の改正で策定が義務化された中期計画ではPDCAサイクルの円滑な実施が大きな課題となります。実効性のある計画とするためのご相談なども多く頂いていますが、そうした相談に的確に対応するには、私共の経営相談・情報提供機能の質向上も欠かせないものと考えております。

コロナ禍も相まって私立学校にとって多難な時代を迎えています。そうした中で頑張る私立学校の皆様のお力になれるよう、担当する経営情報・助成部門の各事業を通じて精一杯努力して参りますので、何卒よろしく申し上げます。

令和3年度 私学事業団の事業計画と予算

財務部

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校
学校の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

令和3年度は、東日本大震災からの復興支援分（3億9615万円）を含む2978億3515万円を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人等に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

令和3年度の貸付事業計画額は600億円です。

貸付財源は、国の財政融資資金291億円、自己調達資金309億円（うち、共済業務にかかる厚生年金勘定からの

借り入れ256億円）を予定しています。

なお、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築及び改修工事等の融資は、国の利子助成制度の対象になります。

寄付金事業

学校法人等の寄付金募集活動に対して支援を行っています。

「受配者指定寄付金」として、私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄附者が指定した学校法人に配付します。この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）が受けられます。

令和3年度は、220億円を配付する予定です。

また、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者の研究を支援するため、広く一般から寄付金を受け入れ、これを財源として「若手・女性研究者奨励金」の交付を行います。この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

3年度は、3000万円を交付する予定です。

なお、3年度の寄付金受入目標額は

3000万円です。

学術研究振興基金・資金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費その他研究に要する経費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

令和3年度は、学術研究振興資金8000万円を交付する予定です。

なお、2年度末における学術研究振興基金の保有額は、54億1511万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身が経営上の問題点を早期発見するための方策の提案や、自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

○学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリ

ングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話等さまざまな手段を活用して学校法人からの相談や質問に対応し、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行っています。

○基礎調査、アンケート調査及び経営改善事例の蓄積等を行い、私立学校の教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図ります。

○私立大学・短期大学・高等専門学校
の特色や、教育研究の取り組み等さまざまな教育情報をWebサイトに公開します。

○収集した情報や調査結果を研究・分析し、その結果を次のようなさまざまな形で提供します。

- ・私学リーダーズセミナーの実施
- ・私学スタッフセミナーの実施
- ・「今日の私学財政」の発行

・私立大学・短期大学等及び私立高等学校の「入学志願動向」「私立大学・短期大学教育の現状」の公表

減免資金交付事業

私立大学等に対して授業料等減免資金の交付を行います。

我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、国から授業料等減免資金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に交付金を交付します。

令和3年度は、1892億2478万円を交付する予定です。

共済業務

私学共済制度の構成員と標準報酬等

令和3年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①の通り、総計158万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。また、標準報酬月額額の平均及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②・③の通り推計しました。

表 構成員・標準報酬月額・標準賞与額推計

区分	①構成員（人）	②標準報酬月額の平均（円）	③標準賞与の平均年額（円）
合計加入者	618,184	371,516	1,275,634
(短期加入者)	(614,844)	(370,834)	(1,271,205)
(年金等加入者)	(592,059)	(363,548)	(1,206,866)
被扶養者	340,497	—	—
年金受給者	622,077	—	—
総計	1,580,758	—	—

短期（医療）給付事業
病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期給付分掛金率は、前年度と同率の8・569％に据え置きました。

介護分掛金率は、厚生労働省から示される諸係数に基づいて算定した結果、1・806％に変更しました（前年度掛金率1・759％）。

この掛金率を基に推計した掛金収入は3374億円となる見込みです。

保健給付等の給付費は1769億円を見込み、また、他制度への支援金等（※1）として、前期高齢者納付金506億円、後期高齢者支援金765億円、介護納付金379億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入（3377億円）と給付費、支援金等及び繰入金等の支出（3447億円）との収支差に、支払準備金の戻入と繰入（※2）との差額を加えた80億円が当期総損失となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

※1 支援金等

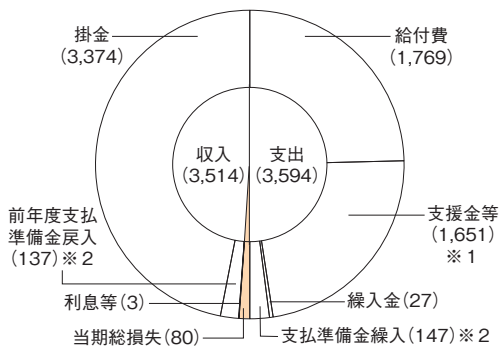
介護保険や高齢者医療等の他の医療制度に要する費用等を賄うために、医療保険者ごとに、その加入する人数等に応じて割り当てられる金額のことを

いいます。支援金等には、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金などがあります。

※2 支払準備金の戻入・繰入

短期給付の給付金を支払うためにあらかじめ積み立てている金額のことで、「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度に一旦戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分に替えて新たに積み立てる金額をいいます。

図1 短期（医療）給付事業（短期勘定）の予算収支（単位：億円）



注）四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

年金等給付事業

退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

〈厚生年金勘定〉

加入者保険料率は、毎年4月に0・354ポイントずつ引き上げることになっています。軽減保険料率（※3）

は、元年に行った財政再計算の結果、3年4月～8月までは15・327％、9月～翌年3月までは15・681％になります。

なお、都道府県からの補助が行われた場合、その分だけ保険料率が軽減されます。ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。

軽減保険料率を基に推計した保険料収入は5034億円となる見込みです。その他に国庫等補助金1439億円、基礎年金交付金20億円、厚生年金交付金3155億円等を見込んでいます。

また、給付費は3912億円、その他に基礎年金拠出金2684億円、厚生年金拠出金3672億円、退職等年金給付勘定への繰入金99億円等を見込み、図2（次頁参照）のとおりの収支を予定しています。

保険料、交付金、補助金及び利息等の収入（1兆973億円）と給付費、拠出金（※4）及び繰入金等の支出（1兆404億円）との収支差570億円が当期総利益となる見込みです。

※3 軽減保険料率

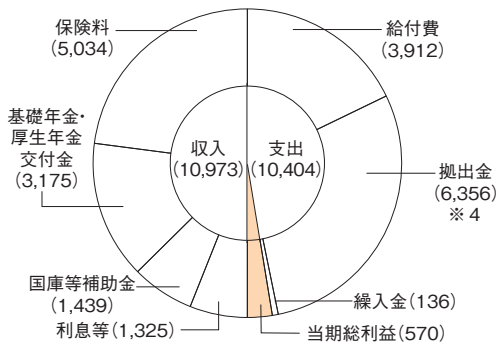
私学共済制度では、加入者保険料の負担増に対する激変緩和措置として、被用者年金制度の一元化に伴う積立金仕分け後の独自財源（経過的長期給付積立金）を活用して保険料の軽減を行うことができることされており、3年4月～8月の加入者保険料率は16・47

8%から1・151ポイント軽減し15・327%に、9月～翌年3月までは0・797ポイント軽減し15・681%となります。これを軽減保険料率といいます。

※4 拠出金

基礎年金、厚生年金の給付に要する費用を賄うために、実施機関ごとに、その加入する人数等にに応じて割り当てられる金額のことをいいます。拠出金には、基礎年金拠出金と厚生年金拠出金があります。

図2 年金等給付事業〈厚生年金勘定〉の予算収支(単位:億円)

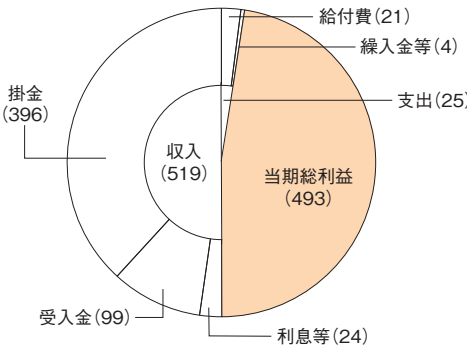


注) 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

退職等年金給付掛金率は、前年度と同率の1・50%に据え置きますが、3年度についても経過的長期給付積立金を活用し、厚生年金勘定から掛金率0・30%相当額を受け入れ、納付していただく掛金の率を1・20%に軽減し

〈退職等年金給付勘定〉

図3 年金等給付事業〈退職等年金給付勘定〉の予算収支(単位:億円)



注) 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

ます。この掛金率を基に推計した掛金収入は396億円、厚生年金勘定からの受入金は99億円、給付費は21億円を見込み、図3のとおり収支を予定しています。

掛金、受入金及び利息等の収入(519億円)と給付費及び繰入金等の支出(25億円)との収支差493億円が当期総利益となる見込みです。

福祉事業
健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的とした事業を行っています。

3年度も前年度と同様に福祉事業分掛金率0・25%を主な財源としています。また、特定健康診査等事業に対し、国庫補助金1・2億円が措置されています。なお、各経理の収支は図4のとおりを予定しています。

保健事業

特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。

人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として24億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として10億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として38億円を見込んでいます。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会、婚礼等にご利用いただいているガーデンパレス、宿泊所及び保養所の運営を行っています。

宿泊施設の運営に伴う事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金等を見込んでいます

貯金事業

財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、図4のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。

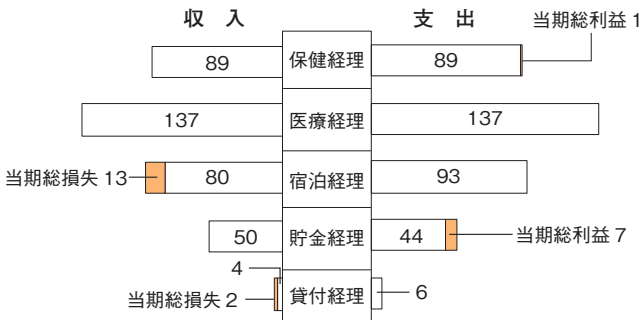
なお、3年度末の加入者貯金残高は、1兆2466億円となる見込みです。

貸付事業

結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

3年度の貸付額は、加入者貸付82億円を見込んでいます。

図4 福祉事業の事業経理別予算収支(単位:億円)



注) 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

◆その他事務費など

短期(医療)給付事業及び年金等給付事業の事務を行う費用は共済業務勘定で支出しています。この勘定では、短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定からの事務費繰入金68億円により当該費用を賄います。他に、国庫補助金3億円が措置されています。

4 「私学情報提供システム」で取得できるデータ

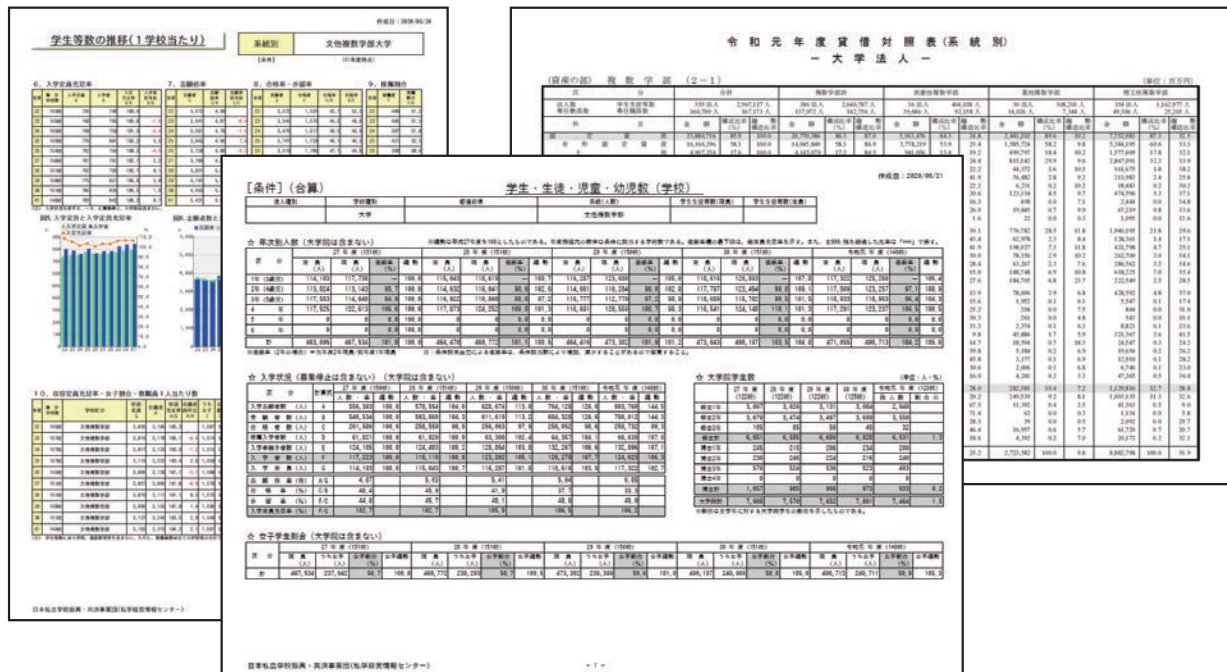
自法人、自学校のデータのほか、**都道府県別、学部等系統、学生生徒等数（総現員規模、総定員規模）**などを**抽出条件として以下の集計データ（合算値、1法人当たり、1学校当たり等）**を出力することができます。

※他の法人や他の学校の個別データを出力することはできません。

取得できるデータ（例）

資金収支計算書、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書（消費収支計算書）、貸借対照表、学生生徒等数、納付金、教職員数、教職員給与（大学、短期大学・高等専門学校のみ）、教職員の年齢別平均給与（大学、短期大学・高等専門学校のみ）、各財務比率、活性化分析資料（自法人） など

『今日の私学財政』や各種帳票の閲覧及び出力が可能です！（PDF・CSV）



<私学情報提供システムで利用上のご注意>

1. 私学情報提供システムのご利用には、情報セキュリティ確保の観点から、本事業団が発行する電子認証（親認証又は私学情報提供システム用の子認証）が必要となります。
※「学校法人基礎調査票e-マネージャにより発行した子認証」及び「学校法人ポータルサイト閲覧用子認証」ではアクセスできませんのでご注意ください。詳細は「学校法人ポータルサイト」トップ画面の「お知らせ」に掲載されている「電子証明書の利用権限」をご覧ください。
2. 電子認証の取り扱いに当たっては、学校法人の職務上必要な役職員ののみのご利用をお願いいたします。また業務外での使用や権限を有さない役職員の利用はできません。
3. 私学情報提供システムで取得したデータは、学校法人と設置学校の募集計画、予算編成、教学計画や経営計画の策定等の参考資料としてご利用ください。また取得したデータについては、設置認可の添付資料等に利用する場合を除き、第三者へ提供することはお断りしております。
4. 操作手順の詳細は、学校法人ポータルサイトに掲載されている「私学情報提供システム 操作マニュアル」をご覧ください。なお、ご不明な点等は右記にお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

経営分析に役立つ!

私学情報提供システムのご案内

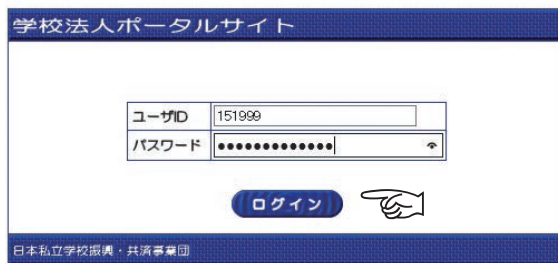
私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、**大学法人～小学校法人**を対象にインターネットによる情報提供サービス（「私学情報提供システム」）を行っています。

ぜひ、当システムを活用し、学校法人の経営にお役立てください。

1 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス

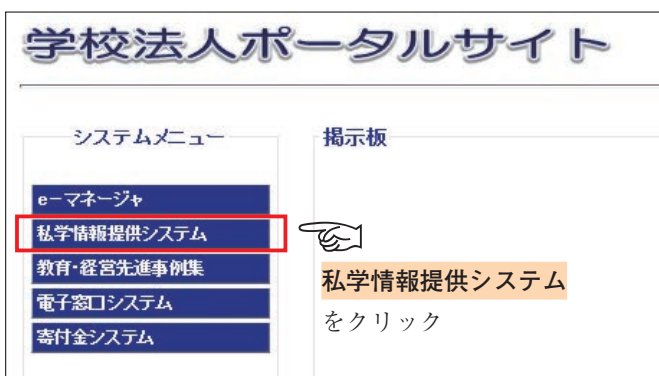


電子証明書をインポートしたパソコンから、私学事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、画面右上の**学校法人ポータルサイトへ**をクリック

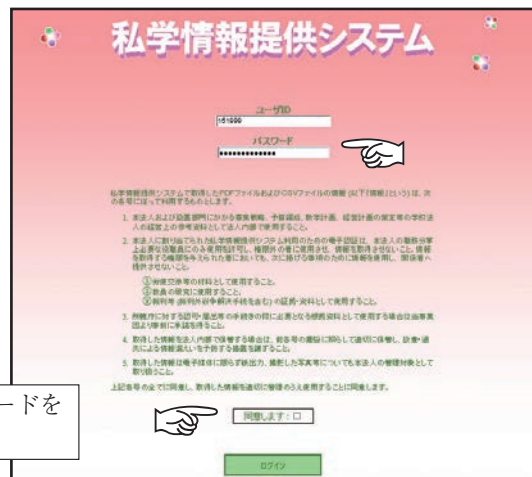


ユーザID（法人番号）とパスワードを入力

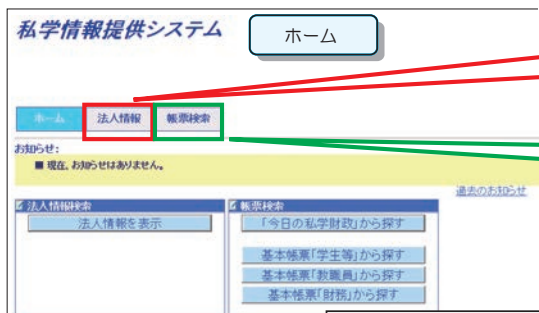
2 利用するシステムを選択



再度、ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、「同意します」にチェック



3 「私学情報提供システム」（ホーム）の画面へ移動



法人情報：
自法人・自学校のデータの閲覧及び出力が可能

帳票検索：
「今日の私学財政」や
各帳票の閲覧及び出力が可能

「法人情報」又は
「帳票検索」のいずれか
利用したい機能を選択



標準報酬月額の時決定

基礎届書の提出期限は令和3年7月10日です

業務部 資格課

標準報酬月額は、毎月納付する掛金等の額や、年金、休業給付などの給付金の計算の基となる重要なものです。このため、実際に受けている報酬月額との差が生じないよう、毎年1回、「時決定」により見直しを行います。

標準報酬月額の時決定とは

毎年7月1日現在で学校法人等に使
用されている加入者について、学校法人等が支給した4・5・6月の報酬を「標準報酬基礎届書DL」（以下「基礎届書」といいます）で報告していただき、その3か月間の報酬月額の平均額に基づいて、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額及び等級を決定することを行います。

「基礎届書」の対象

●対象となる加入者

・資格取得日が令和3年5月31日以前で、7月1日現在加入している人

（注）加入者資格を有する休業者や育児休業等取得中の入及び後期高齢者医療制度の被保険者になった人も対象になります。

●対象とならない加入者

・資格取得日が3年6月1日以後の人
・7月に標準報酬月額が改定される人

「基礎届書」の送付と提出

6月中旬に「基礎届書」と通知文を学校法人等宛てに送付します。

なお、電算用紙又は電子媒体による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付せず、通知文のみ送付します。

●「基礎届書」による届け出

私学事業団が送付する「基礎届書」に、対象となる加入者が記載されています。対象者について、通常の加入者又は短時間労働加入者のいずれかに○印をして、4・5・6月の各月の報酬月額と3か月の平均額を記入し、期限までに提出してください。

なお、通常の加入者は、報酬の支払基礎日数（※）が17日未満（短時間労働加入者は11日未満）である月は、その月の報酬月額は0円と記入し、該当月に○印をしてください。

※支払基礎日数とは、その報酬の支払いの基礎となった日数のことをいいます。

●電算用紙による届け出

すでに電算用紙（学校法人等で作成した「基礎届書」）による届け出の承認を受けている学校法人等は、期限までに提出してください。なお、今年度の時決定の電算用紙による届け出の承認受付は終了しました。

●電子媒体による届け出

電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）により「基礎届書」を提出する学校法人等については、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼資格関係で電子媒体作成機能をダウンロードして電子媒体を作成し、出力される送付状とともに期限までに提出してください。事前の申請は不要です。

今年度、電子媒体により報告すると、電子媒体報告校として登録され、来年度以降「基礎届書」は送付されません。

●「基礎届書」の作成上の注意事項

①4・5・6月に実際に支払われた報酬月額を記入してください（給与が翌月払いで、3月分給与であったとしても4月の報酬として取り扱います）。

②加入者区分及び賃金形態に応じた支払基礎日数を次の賃金形態に基づいて正しく確認し、金額と共に記入してください。

・月給制、週給制：出勤日数に関係なく暦日数。ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則や給与規程等に基づき学校法人等が定めた日数（所定労働日数）から欠勤日数を控除した日数

【例】

月給制の通常の加入者が、暦日数31日の月に7日間欠勤し、その分を控除して報酬が支払われた場合
↓学校法人等が定めた日数（所定労働日数）が21日であるときは、21日から7日を引いた14日が支払基礎日数となります。ただし、17日未満のため0円と報告してください（暦日数31日から7日引いた24日ではありませんので、注意してください）。

・日給制、時給制：実際の出勤日・有給休暇は、労働の対償として報酬を受けているため支払基礎日数に含まれます。

③毎年4月から6月が繁忙期に当たするため、年平均額による保険者決定を希望する場合は、「基礎届書」への記入（電子媒体の場合は入力）に加え、申立書と加入者の同意書の添付が必要です。私学共済ホームページよりダウンロードできますので、必ず添付して提出してください。

④電算用紙や電子媒体による届け出の際には、加入者番号（特に所属学校変更後の個人番号）が正しく記載されているか確認してください。

送付する通知文にある記入上の注意事項を参照のうえ作成して提出してください。

標準報酬月額の設定が必要なとき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定された後、毎年1回の定時決定で見直されます。ただし、次の場合は標準報酬月額の改定が必要となります。

STEP 1

固定的給与の変動又は給与体系の変更がありましたか。
残業代など、非固定的給与のみの増減は「いいえ」へ

STEP 2

報酬の変動の理由は次のうちどれですか。
①**固定的給与の変動**…昇給や降給、通勤手当、扶養手当、処遇改善費等
毎月固定に支払われる手当の変更など
②**給与体系の変更**…月給者から時給者へ変更
③**産休・育休終了後、時間短縮勤務をしている**
④**60歳以上で、退職後引き続き再雇用されたが報酬が下がった**
※原則として休職を理由とした報酬改定はできません。
※病気等で勤務時間を短縮し、基本給から一定額を控除して支給するよう
な場合は固定的給与の変動にはなりません。

①②はSTEP 3-1へ

③はSTEP 3-2へ

④はSTEP 3-3へ

STEP 3-1

変動月以後の継続した3か月間のいずれの月も、支払基礎日数*が17日以上（短時間労働加入者は11日以上）ありましたか。
※支払基礎日数…月給者は暦日数、時給者は出勤日数

STEP 4

その3か月間の報酬の月平均額は、従前の標準報酬月額と比べて**2等級以上**の差がありますか。

STEP 5

その差は、固定的給与の変動と同じ動きになっていますか。
例えば固定的給与が上がったならば、等級も上がっていますか。

STEP 6

固定的給与の変動は、定期昇給のように、毎年同じ時期に発生が見込まれるものですか。また、その変動月以後3か月のうち、例年繁忙であるために、他の時期と比べて非固定的給与が多く支払われる月がありますか（定期昇給と繁忙の時期が重複していますか）。

学校法人等からの申立書及び本人の同意があれば、年間報酬額で決定できる可能性があります。要件を確認して、「標準報酬月額改定届（年平均用）DL」を提出してください。

※要件は私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード▶標準報酬月額改定届書（年平均用）」で確認してください。〔事務担当者用ページ〕のQ&Aも併せてご覧ください。

※要件に該当しない場合は、通常の随時改定の該当者ですので、「標準報酬月額改定届DL」を提出してください。

※要件に該当するが、年間報酬額が現在確認されている等級と同じ、又は下回る等により随時改定を行わない場合は、その旨が分かるように「標準報酬基礎届書DL」の提出時に、年平均の保険者決定を申し出てください。

STEP 3-2

育児休業等を終了した日において、当該育児休業等にかかる3歳未満の子を養育していますか。

復職月以後の継続した3か月間のうち、支払基礎日数が17日以上（月）が1か月以上ありますか。

その報酬の月平均額は、従前の標準報酬月額と比べて**1等級以上**の差がありますか。

加入者本人が改定を希望していますか。

「標準報酬月額改定届（産休・育休終了者用）DL」を提出してください。
改定月：復職月から4か月目
提出：復職月から3か月間の報酬を改定月の10日まで

STEP 3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて**1等級以上**の差がありますか。

加入者本人が改定を希望していますか。

再雇用契約書等の写しを添付して、「標準報酬月額改定届（即時改定用）DL」を提出してください。
改定月：再雇用された日の属する月
提出：再雇用契約上の月額（見込額）を速やかに

「標準報酬月額改定届DL」を提出してください。
改定月：変動月から4か月目
提出：変動月から3か月間の報酬を改定月（報酬に増減があつてから4か月目）の10日まで

標準報酬月額改定届は不要です

ヘルスケアポイントをご利用ください

福祉部 保健課

ヘルスケアポイントは、健康増進などの取り組みを行っている人に対し、その行動ごとにポイントが付与され、貯まったポイントで健康グッズなどの商品と交換できるしくみです。
ぜひ加入者へ周知をお願いします。

対象者

令和3年5月末現在で、短期給付の適用を受ける30歳（※）～74歳の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）

利用方法

加入者等が、パソコンやスマートフォンから「QUPiO Plus」（クピオプラス）Web版にアクセスし、私学事業団専用画面からログインして、利用登録を行います（図1参照）。

※今年度中に到達する人を含みます。

図1 利用登録の方法

1

「QUPiO Plus」Web版にアクセスする
(<https://www.qupioplus.jp/user>)



2

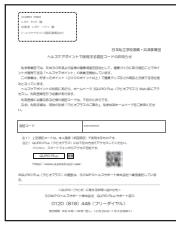
「新規登録会員の方（初回ログイン設定）」をクリックする

3

初回認証用の認証コード及びログインID（メールアドレス）を入力し「仮登録メールを送信」をクリックする



40～74歳



30～39歳

初回認証用の認証コードは、40～74歳の方は健康情報冊子「QUPiO Plus」で、30～39歳の方は6～7月送付の通知文でご確認ください。

図2 ポイントから商品へ交換

ヘルスケアポイント取得の例

初回ログインしたとき	200ポイント
健康コラムを開覧したとき	20ポイント
健康診査の結果が良いとき	最大600ポイント
郵送検診を利用したとき	100ポイント

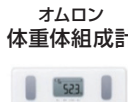
ポイントを貯めて商品をゲット



アルインコ
電動楽乗りバイク
ムーブアシスト



日本蜂蜜
マヌカハニー
UMF5+



オムロン
体重体組成計

※上記商品は一例です。詳しくは商品交換画面をご確認ください。

貯まったポイントは商品に交換

日々の体重記録等でポイントが貯まり、2000ポイント以上で、健康グッズなどの商品と交換できます（図2参照）。貯まったポイントはご自身で「QUPiO Plus」Web版から商品を選び、発送住所等を入力し、交換手続きを行ってください。

有効期限はポイント獲得日の2年経過後の年度末です。

※3年度以降に資格取得等が確認された人については、翌年度の発送になります。

※6月以降に資格取得等が確認された人については、翌年度の発送になります。

※3年度に30～39歳になる加入者等3年6～7月に学校法人等宛て（任意継続加入者には届け出住所）に認証コードを通知します。

※平成30年度にログインID・パスワード又は元年度及び2年度に認証コードをお知らせした人は通知の対象外となります。

※3年度に30～39歳になる加入者等3年6～7月に学校法人等宛て（任意継続加入者には届け出住所）に認証コードを通知します。

本事業団専用画面に、後述する「認証コード」を入力してログインした後、個別のログインIDとパスワードを設定することにより利用登録が完了します。

※登録できない人は、次のQUPiO Plusサポート窓口にお問い合わせください。

登録に関する問い合わせ先

QUPiO Plusサポート窓口

0120(818)448

9時～18時（平日）

※年末年始は除きます。

認証コード

①3年度に40～74歳になる加入者等特定健康診査の受診後に本事業団が

特定健康診査のご案内を6月下旬に 学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

令和3年度の特定健康診査及び特定保健指導を表のスケジュールのとおり実施します。

私学事業団から、6月下旬に案内書（実施要領等）・対象者リスト等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

●加入者の特定健康診査

学校法人等が学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づいて実施する、健康診断の結果を活用します。健康診断の際に、特定健康診査の検査項目について受診漏れがないようお願いします。

また、「標準的な質問票DL」のうち、回答必須項目（服薬の有無、喫煙の有無）の記入漏れが多数見受けられますので、確認のうえ提出してください。

●被扶養者の特定健康診査

特定健康診査の対象となる被扶養者には「案内書（被扶養者向け）」と受診券を学校法人等に送付します。確実に被扶養者に受診券が届くよう、加入者に配付してください。

●提出方法のお願い

健診結果データは、私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）福祉事業関係▼特定健康診査・特定保健指導のフォーマットを使用した紙又は電子

データでの提出にご協力ください。

なお、データの処理を速やかに行うため、電子データについては、「健診結果XML・CSVデータチェック機能」でチェックをしてから、提出してください。

●健診結果データの提出期限

① 3年9月30日まで

② 3年10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等の提出期限は、4年1月31日までです。

③ 4年2～3月に定期健康診断を実施する学校法人等の提出期限は、4年5月13日まで（必着）です。

特定保健指導を円滑に実施するため、健診結果は提出期限にかかわらず、整った分から順次提出してください（対象者全員分をまとめる必要はありません）。

●加入者の健康維持のために、特定健康診査の実施率向上にご協力ください

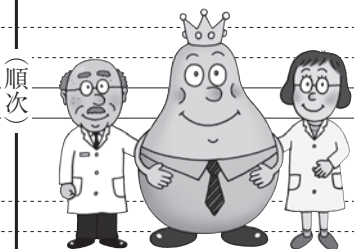
医療費適正化を図る観点から、国は全保険者の実施率の公表を始め、後期高齢者支援金の加算・減算制度も厳しさを増しています。本事業団においても、学校ごとの実施率を算出し、上位校を公表しています。

加入者の健康維持のため、学校訪問型特定保健指導の利用などさらなる実施率向上にご協力をお願いします。

なお、特定健康診査の受診や特定保健指導の利用・終了はヘルスケアポイントの付与対象にもなります。

表 3年度スケジュール

	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
令和3年	6月下旬に発送 ・案内書（実施要領等） ・対象者リスト ・被扶養者の受診券 （有効期限：4年3月31日）	学校法人等へ依頼 ・定期健康診断結果データの提出 ・案内書（被扶養者向け）の配付 ↓ 加入者経由で被扶養者へ依頼 受診券の利用による健診結果データの提出（支払基金経由）	
6月			
7月	3年度分健診結果データのシステム登録開始		
8月	健診結果・情報冊子の発送 ※特定保健指導該当者には利用券〔有効期限：4年7月31日〕を同封		特定保健指導利用開始
9月		①学校法人等からの健診結果データ提出期限（1回目）	
10月			
11月	国へ令和2年度分特定健診等実績報告		
12月			
令和4年			
1月		②学校法人等からの健診結果データ提出期限（2回目…10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等）	
2月			
3月		〔受診券の有効期限：4年3月31日〕	
4月		<次年度>	
5月		③学校法人等からの健診結果データ提出期限（3回目…2～3月に定期健康診断を実施する学校法人等）	
6月			
7月			〔利用券の有効期限：4年7月31日〕



健康保険法等が改正されます

企画室

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、国会で審議されています（令和3年5月11日現在）。

この改正内容のうち、私学共済制度に関連する主なものについてお知らせします。

育児休業中の掛金等の免除要件の見直し （4年10月1日施行予定）

●**月途中において2週間以上の育児休業を取得した場合も、当月の掛金等を免除します**

現在、月末時点で育児休業を取得している場合には、短期間の育児休業であっても当月の報酬（給与）にかかる掛金等が免除されています。一方、月途中に短期間の育児休業を取得した場合は掛金等が免除されませんでした。改正後は、月途中であっても2週間以上の育児休業を取得した場合は掛金等免除の対象となります。

●**賞与にかかる掛金等は、1か月を超える育児休業を取得している場合に限り免除します**

現在、賞与支給月の月末時点で育児休業を取得している場合には、短期間の育児休業であっても賞与にかかる掛

金等が免除されています。

改正後は1か月を超える育児休業を取得した場合に限り免除の対象となります。

※年金等給付にかかる掛金についても同様の改正が行われます。

保健事業における健診情報等の活用促進 （4年1月1日施行予定）

マイナポータルで自らの健診結果を閲覧できるしくみの導入が予定されています。その中で、40歳以上の人が事業主から医療保険者に提供される特定健診結果の活用が可能となる一方、40歳未満の人は事業主から医療保険者への提供のしくみがありません。このため、40歳未満の人についても、医療保険者が事業主から健康診断情報の提供を受けることが可能となります。

医療保険者は、その情報等を活用し、保健事業に取り組むこととなります。

出産費及び家族出産費の支給額の変更 （政令事項・施行日未定）

現在、出産費や家族出産費は、産科医療補償制度の対象分娩であるときに42万円（給付分40万4000円、産科医療補償制度掛金1万6000円）、対象分娩でないときに40万4000円が支給されています。

改正後は、加入者や被扶養者の出産に伴う経済的負担を軽減するため、支給総額42万円を維持したまま、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、本人支給分を4000円引き上げる予定です。

産科医療補償制度	対象分娩であるとき	対象分娩でないとき
現在の支給額	(404,000 + 16,000) 420,000 円	404,000 円
改正後の支給額	(408,000 + 12,000) 420,000 円	408,000 円

※産科医療補償制度の対象分娩であるときは、分娩機関が負担する産科医療補償制度掛金を合わせて支給しています。

雇用保険給付制限期間中の被扶養者認定申請をした人へ

業務部 資格課

●**「雇用保険受給資格者証」の写しを提出してください**

雇用保険の待期間及び給付制限期間中のみ認定を受ける被扶養者が、被扶養者認定申請時に「雇用保険受給資格者証」の写しを添付していないときは、交付を受けたら速やかにその写しを私学事業団宛てに提出するようにお願いしています。提出の際は、加入者番号と加入者氏名を写しに必ず記入してください。

雇用保険の受給開始日をもって、原則として被扶養者の取り消しをするため、受給資格者証の写しにより被扶養者の取消年月日を確認します。提出した時点で、雇用保険の受給が開始している場合には、遡って被扶養者の取り消しをします。取消日以降に加入者被扶養者証を使用した場合、無資格受診となり医療費等を返還することになりますので注意してください。

●**雇用保険の受給を放棄又は延長したとき**

事情により雇用保険の受給を放棄又は延長したときは、「誓約書DL」（すでに雇用保険の給付制限期間中のみ認定を受けている人が、雇用保険の受給を受けないことにしたとき）とその確認書類の提出が必要です。

レターデジタル版をご利用ください

[illegible]

加入者向広報「共済だより レター」のデジタル版は、私学共済ホームページ〔加入者用ページ〕私学共済制度の刊行物「レター」に掲載しています。

レターデジタル版の掲載場所を加入者の皆様に伝えていただくことで、私学共済制度の内容や手続き等をお知らせすることができます。ぜひ、レターデジタル版を活用してください。

※加入者用ページのユーザー名・パスワードは14頁を参照してください。

●**レターデジタル版の閲覧方法**

操作方法を知りたい場合は、私学共済ホームページ〔加入者用ページ〕私学共済制度の刊行物「レター」レターデジタル版の「閲覧方法」で確認してください。

●**レターデジタル版の機能の例**

①各ボタンの説明

メニューボタンのヘルプをクリック（タップ）すると、各ボタンの説明を閲覧することができます。

②読み上げ機能

クリック（タップ）すると、レター本文を機械読み上げします。

③リンクの表示

私学共済ホームページ内の関連するページにリンクできる箇所は、水色の網掛けで表示しています。

④検索

キーワードを入力して検索すると、キーワードがページ内で赤く表示されます。

見本 私学共済事務担当者
へのお知らせ

※6月中旬に、私学共済ホームページに「お知らせ」のデジタル冊子の掲載を予定しています。

- 本誌5月号でご案内したとおり「私学共済事務担当者へのお知らせ」(以下「お知らせ」といいます)を6月8日に全学校法人等へ送付します(見本)。
- この「お知らせ」は、全学校法人等の事務担当者の皆様に連絡事項を分かちやすく周知することを目的とし、次の事項を掲載しています。
- 法律改正事項
 - 取り扱い変更事項
 - 注意喚起事項等
 - 共済業務前期スケジュール
 - 掲載事項にかかるQ&A

令和3年度
「私学共済事務担当者へのお知らせ」の送付
広報相談センター 相談班

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

「賞与等支給報告書」を提出してください

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等（電子媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等を除きます）へ送付します。

賞与等を支給した日（同月内に賞与等の支給が複数回あった場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。賞与掛金等は、6月23日（水）受付分までを、6月分の掛金等（7月送付）で調定する予定です。

〔注意点〕

- ・賞与等の支給がない場合、提出は必要ありません。
- ・賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等の支給のない人がいる場合は、該当する加入者番号から賞与区分までを二重線で抹消してください（抹消せず、0円や空欄で報告した場合は、「未確認連絡書」を送付します）。
- ・記入に際しては、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を参照してください。
- ・支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。
- ・電子媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- ・電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。
- ・電子媒体は、CD-R又はUSBメモリのいずれかで提出してください。
- ・電子媒体で報告する際、電子申請データを暗号化することも可能です。

【業務部 資格課】

積立共済年金と共済定期保険の
前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込みは6月30日（水）必着です。

〔積立共済年金〕

新規加入の他に、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）、中途一時払の申し込みを受け付けます。

〔共済定期保険〕

「家族年金コース」（「医療保障コース」、「医療費支援コース」の同時加入可）及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみ受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間での取り扱いとなります。

【福祉部 貯金・貸付課】

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者が対象です）の申し込みは6月30日（水）必着です。希望する人がいましたら、早めにお申し込みくださるよう周知をお願いします。

【福祉部 保健課】

住宅貸付の申し込みの際には
団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度（任意加入）です。住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

6 月の共済業務スケジュール

1日（火）	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日（水）	貸付 送金
6日（日）	貸付 5月分定期償還期限
10日（木）	貯金 払込期限（必着）
15日（火）	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日（月）	貯金 送金
22日（火）	貸付 送金
25日（金）	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日（月）	掛金等 5月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付 6月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日（水）	掛金等 5月分納期限 貸付 7月26日送金分申込締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7 月の共済業務スケジュール

2日（金）	貸付 送金
6日（火）	貸付 6月分定期償還期限
9日（金）	貯金 払込期限（必着）
10日（土）	資格「標準報酬基礎届書」提出期限
15日（木）	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も昨年同様に節電のため、9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装で執務をさせていただいております。ご理解をお願いいたします。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査票提出のお願い

学校法人基礎調査については、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」による作成・提出をお願いしています。

■提出締め切り 6月30日(水)

- 〔文部科学大臣所轄学校法人(大学・短期大学・高等専門学校法人用)〕
→土地・建物面積等、財務関係等
- 〔知事所轄学校法人(高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人用)〕
→学校法人の概要、人数、財務関係等全帳票

■添付書類

学校法人基礎調査の提出に際しては、添付書類として「令和2年度決算関係書類(計算書類及び附属明細表(写))」、「独立監査人の監査報告書(写)」及び「収益事業の計算書類(写)」を文部科学大臣・知事所轄学校法人とともに私学情報室までご郵送ください。

なお、文部科学大臣所轄学校法人については、補助金課に提出している場合でも、別途ご提出ください。

※「基礎調査票e-マネージャ」は、原則終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等によりe-マネージャを休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

詳しくは、令和3年度学校法人基礎調査票e-マネージャ「操作マニュアル・入力要領」をご参照ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

2021年度 若手・女性研究者奨励金を 研究者75名に総額3,000万円交付しました

本奨励金は、私立大学等の未来を担う若手研究者や女性研究者が自ら発案し、「取り組んでみたい」という独創性ある研究に対して、研究機会を提供することにより、新たな研究意欲の向上と人材育成に寄与しています。

本奨励金は、趣旨にご賛同いただいた社会一般の皆様からの寄付金を財源としており、寄付金の全額が奨励金に充てられます。

2021年度の本奨励金配付にあたる寄付者ご芳名

(五十音順)

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 様

第一生命保険株式会社 様

中山福株式会社 様

一般社団法人日本工業倶楽部 様

三井住友信託銀行株式会社 様

株式会社三菱UFJ銀行 様

三菱UFJ信託銀行株式会社 様

ANAホールディングス株式会社 様

SMB C日興証券株式会社 様

他 匿名を希望する法人 及び 個人の方々

ご寄付を賜りました皆様に心より御礼申し上げます。

引き続き本奨励金の制度を広く周知し、さらに支援の輪を広げ、私立学校の発展に貢献して参ります。

今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316~7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等 については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7299~7314、7324

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)
JR「新大阪」駅北口から徒歩10分 又は無料シャトルバス 3分
<https://www.hotelgp-osaka.com/>

1 泊朝食付プラン

大阪ガーデンパレスから電車とモノレールを乗り継ぎ、約40分で行ける「万博記念公園」では、蓮が開花します。午前中が見頃の蓮花の鑑賞には、新大阪駅まで終日運行の大阪ガーデンパレス発着シャトルバスが便利です。

1 泊朝食付

シングルルーム(1名1室/1名様) 5,600~8,900円
ツインルーム(2名1室/2名様) 11,100~17,000円

※プランの料金は日程により変動します。
※レストラン「シーズン」での朝食となります(7:00~9:30)。
取扱期間: 通年



万博記念公園 蓮池

※開園日時については同公園ホームページをご確認ください。

志賀高原 やまゆり荘

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平隠7148 ☎0269(34)2102
JR「長野」駅東口から「志賀高原」行き急行バスで70分又は長野電鉄「湯田中」駅からバスで約40分、いずれも「蓮池ひろば」下車、徒歩5分

通常プラン

新緑の時期を迎え、志賀高原ではトレッキングシーズンが始まります。6月は水芭蕉やワタスゲ、7月はニッコウキスゲなどの高山植物をお楽しみください。

1泊2食(3~4名1室/1名様) 8,000円
(2名1室/1名様) 8,500円
(1名1室/1名様) 9,100円

取扱期間: 通年



ニッコウキスゲ(東館山高山植物園)

融資事業のご案内

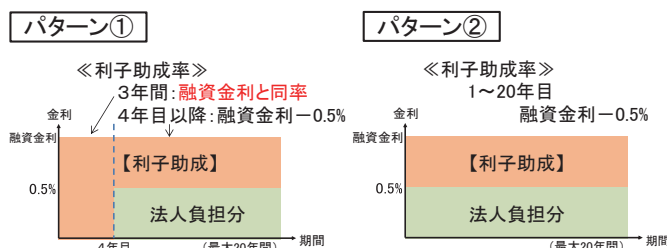
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図: 返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和3年5月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.80	年% 0.60	年% 0.32	年% 0.403
寄宿舎などの建築・用地取得	0.90	0.70	0.42	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.32	(5.5年以内) 0.302

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp